

25文科初第137号
平成25年4月1日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦

(印影印刷)

理科教育設備整備費等補助金交付要綱の改正等について（通知）

このたび、理科教育設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を平成25年4月1日付けをもって別紙のとおり改正しました。

改正の主な内容は下記のとおりですので、十分に御了知の上、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対し、この趣旨を徹底されるようお取り計らい願います。

記

1 交付要綱等の主な改正事項について

- ① 平成25年度新規事業である理科観察実験支援事業を追加したこと。
- ② 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）並びに特別支援学校の高等部において、別記2の補助対象経費から、取得金額が1組4万円未満の設備を除いたこと。

2 運用面での留意点

改正された理科教育設備整備費等補助金交付要綱については、平成25年度に交付される補助金から適用する。